

くぬぎ山地区自然再生全体構想

平成 17 年 3 月

くぬぎ山地区自然再生協議会

目次

第1章 自然再生の対象となる区域	1
第1節 自然再生の対象となる区域	1
1.位置	1
2.対象区域	3
3.地形など	4
第2節 くぬぎ山地区の歴史	5
1.武蔵野台地の樹林分布の変遷	5
2.くぬぎ山地区の歴史	6
(1)くぬぎ山地区の成り立ちなど.....	6
(2)伝統的な平地林の利用と管理.....	7
(3)くぬぎ山地区の開発	8
第3節 くぬぎ山地区の現状	9
1.土地利用	9
2.生態系	11
(1)植生	11
(2)動植物	17
3.法規制の状況	22
第4節 くぬぎ山地区の課題	24
第2章 くぬぎ山地区の自然再生の目標	25
第1節 自然再生の目標	25
第2節 目標達成のための取り組み	26
1.「平地林の荒廃を抑制する」ために	26
(1)農とのつながりの再生	26
(2)平地林管理の新たなしくみの構築.....	26
(3)ゴミなどの不法投棄への対処.....	26
(4)平地林管理計画の策定	26
2.「平地林の改変を抑制する」ために	27
(1)緑地保全制度の導入	27
(2)土地所有者が平地林を維持していけるしくみの構築.....	27
(3)トラスト等による平地林の保全.....	27
3.「改変地を復元する」ために	27
(1)非樹林地における植生復元.....	27
(2)施設移転跡地における自然再生.....	27

4. 「利活用を図る」ために	27
(1) 環境学習の場としての活用方式の検討	27
(2) レクリエーション利用の方策に関する検討	27
(3) 森林資源の有効活用	27
5. 各目標共通の取り組み	28
(1) 事前の生物調査とモニタリングの実施	28
(2) 動植物の保護	28
(3) 情報発信	28
(4) 資金の確保	28
第3章 くぬぎ山地区自然再生協議会の組織および役割分担	29
第1節 くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱	29
第2節 協議会委員名簿	32
第3節 役割分担	33

第1章 自然再生の対象となる区域

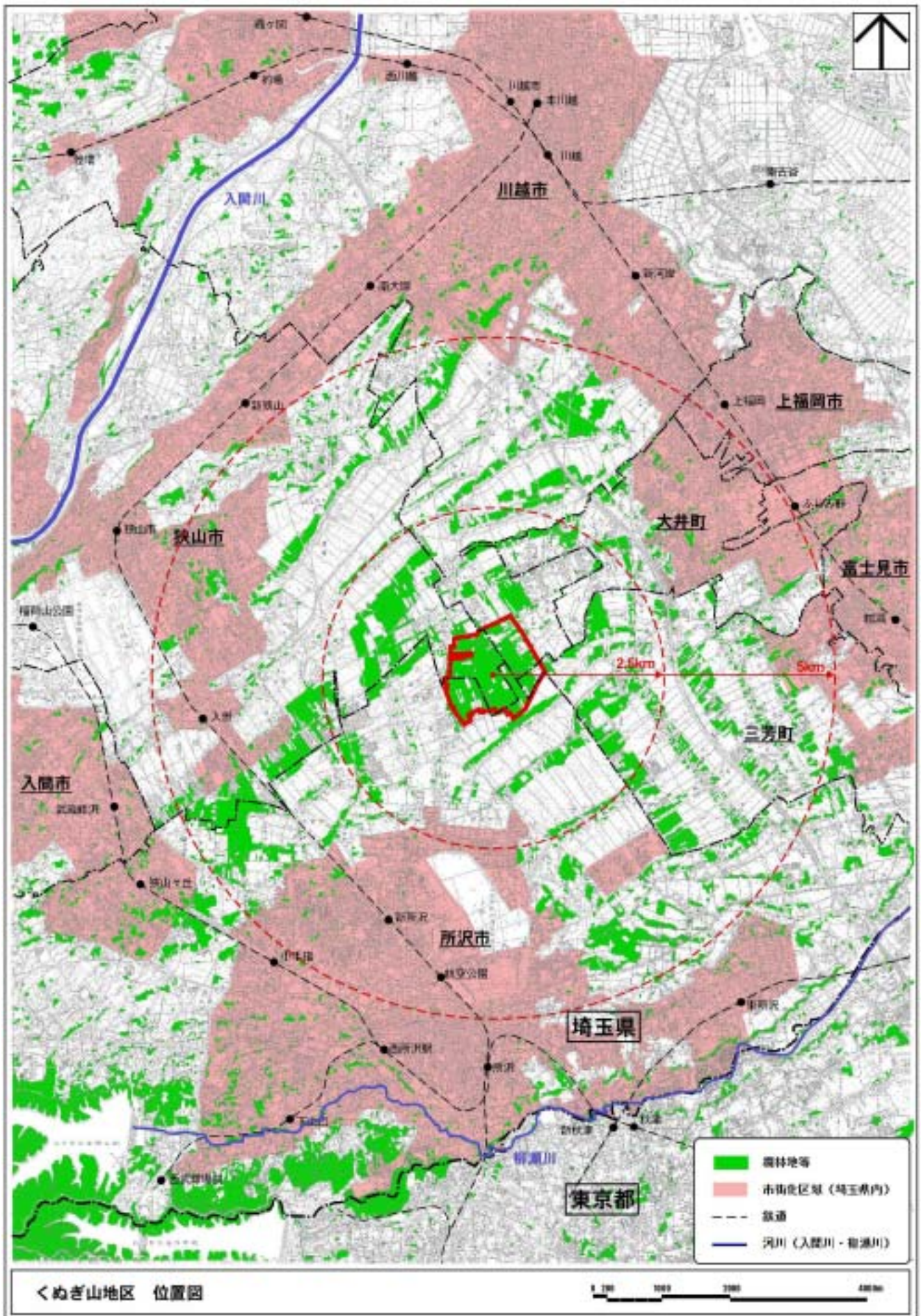
第1節 自然再生の対象となる区域

1.位置

この全体構想の対象とするくぬぎ山地区は、埼玉県南部、首都圏 30km 圏にあり、東京を中心に放射状に延びた鉄道に沿って発達した市街地の間に位置する大規模な平地林である。



図 くぬぎ山地区の広域的な位置



2.対象区域

くぬぎ山地区は川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約152haの区域である。

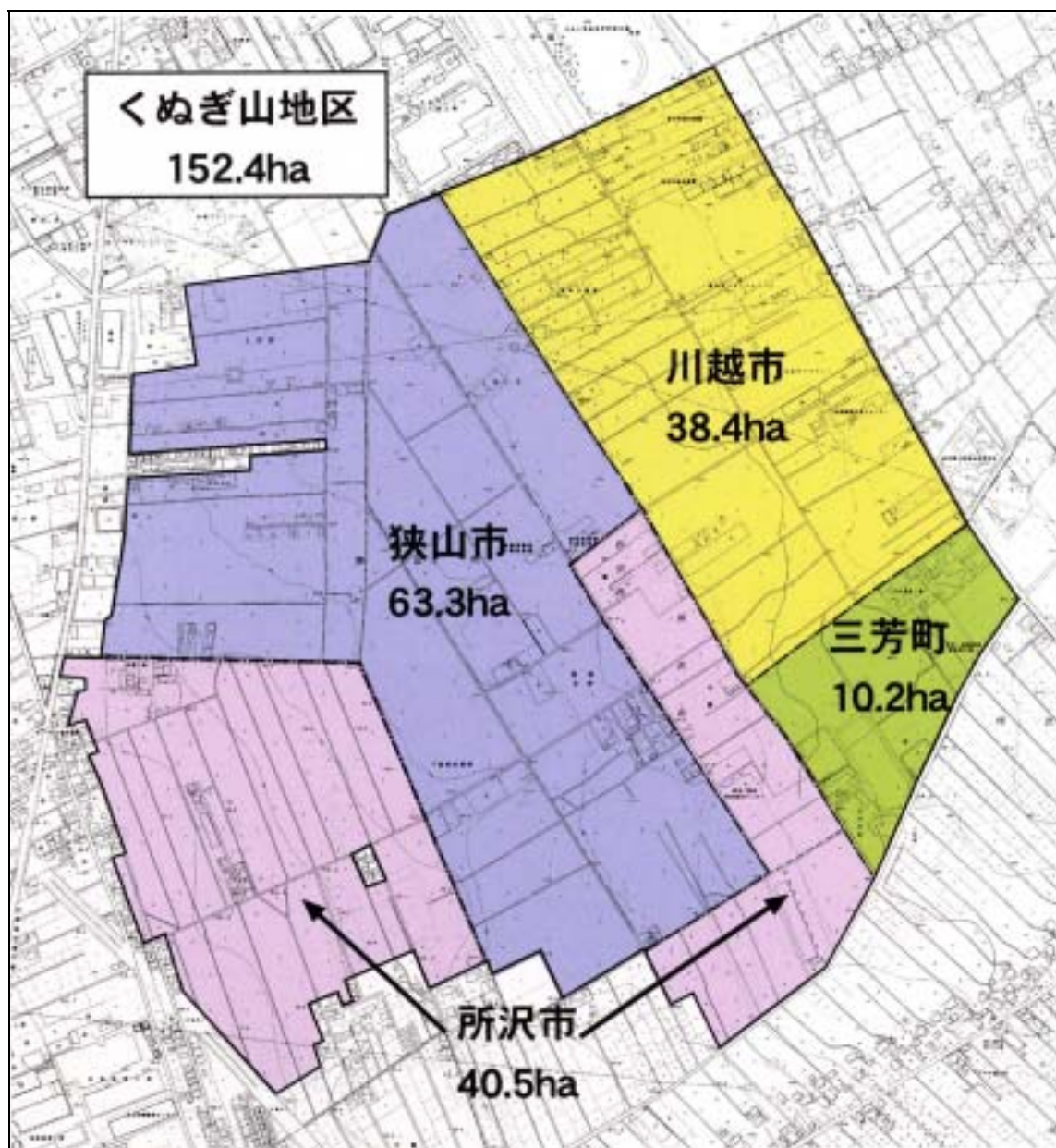


図 対象区域と面積

3.地形など

くぬぎ山地区は、入間川、荒川、多摩川に挟まれた武蔵野台地上に位置している。地区内の地形の起伏は少なく、北東に向かって緩やかに傾斜している。

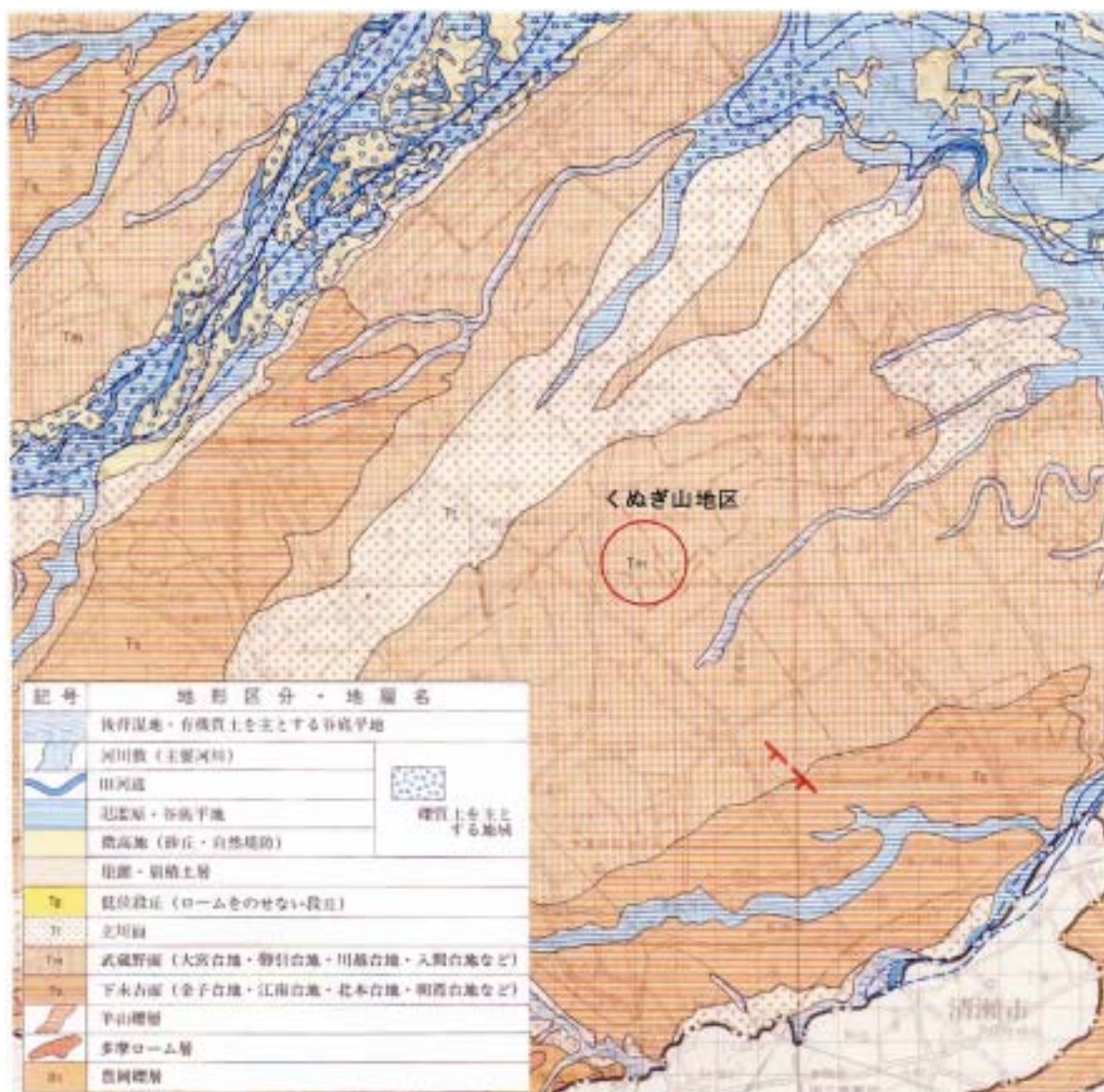


図 くぬぎ山地区周辺の地形区分

出典: 埼玉県表層地質図(平成7年2月 埼玉県消防防災課)

第2節 くぬぎ山地区の歴史

1. 武蔵野台地の樹林分布の変遷

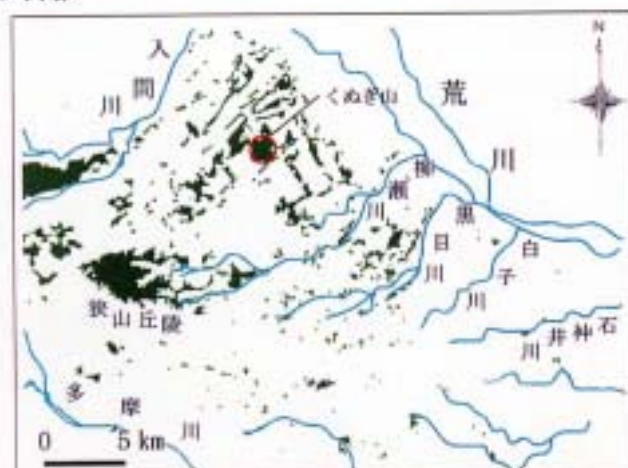
くぬぎ山地区は、入間川、荒川、多摩川に挟まれた武蔵野台地上の平地林である。図に示すように、明治期以降、武蔵野台地上の平地林は減少を続けており、特に近年の減少は著しい。こうしたなか、くぬぎ山地区周辺は一団の平地林が残る重要な地域となっている。



1880年頃（明治20年代）



1940年頃（昭和10年代）



1970年頃（昭和40年代）

図 武蔵野台地上の平地林の変化
(犬井、1992を改変)

2.くぬぎ山地区の歴史

(1)くぬぎ山地区の成り立ちなど

くぬぎ山地区は 17 世紀末から 18 世紀初頭の新田開発に伴い、植林によって形成されたと考えられる。新田開発による短冊型の地割りとは異なる一団の樹林地である理由については確実なことはわかっていない。

かつてのくぬぎ山地区の様子を知ることのできる最も古い地形図としては、明治 14 年測量の 2 万分の 1 フランス式彩色地図がある。そこには、くぬぎ山地区は、ナラ林と雑樹林(様々な樹木が混ざって生えている林)であること示されている。その後の、明治 43 年の地形図には針葉樹(アカマツと考えられる)の記号のみが、大正 15 年、昭和 35 年の地形図には、広葉樹と針葉樹の両方の記号が記されている。これらの地図や現在の植生、地元の方の話などを総合すると、明治以降のくぬぎ山地区は、落葉広葉樹を主体とした雑木林だけでなく、アカマツ林が相当面積を占めており、その割合は時代によって変化してきたと考えられる。これは、くぬぎ山地区が新田開発の短冊型地割りの雑木林のような農用林・薪炭林として活用されてきたことによるものと考えられる。

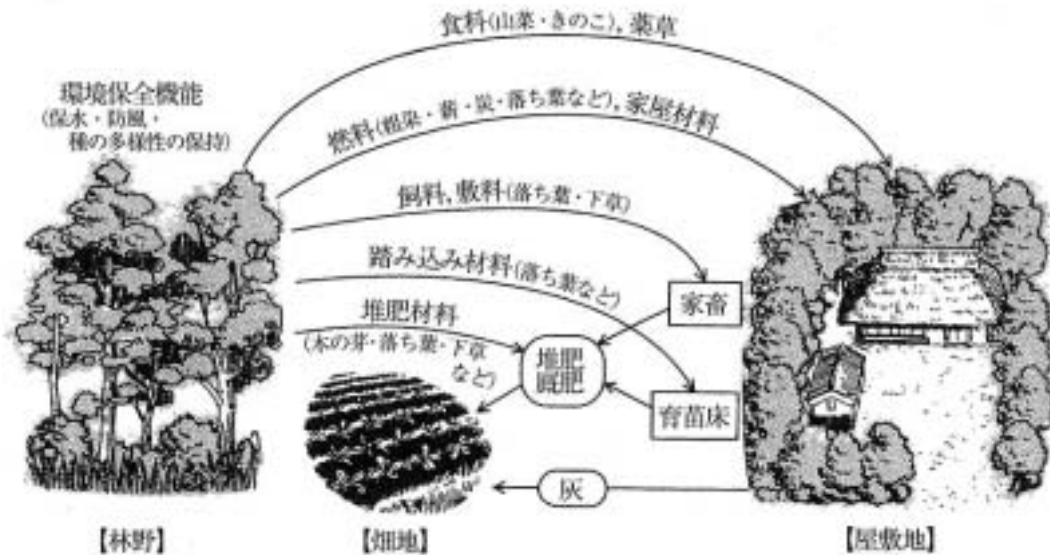


図 明治前期(明治 14 年)のくぬぎ山周辺の状況

出典:明治前期測量 2 万分の 1 フランス式彩色地図((財)日本地図センター)

(2) 伝統的な平地林の利用と管理

新田開発によってつくられた平地林は、堆肥の原料となる落ち葉や燃料となる薪や粗朶^{そだ}、建築材の供給源などとして、農業や農家の生活を維持するために活用、管理されてきた。



平地林の利用(犬井, 1996)

平地林の管理方法

カヤ刈り

冬至を過ぎるとヤマに入りススキやチガヤなどを刈り取る。カヤは、かつては屋根葺き材料として用いられていたが、トタンなどの普及でカヤを刈る姿も見られなくなった。カヤは平地林伐採後3年程度のものが最良とされた。

間伐・バヤ刈り(下刈り作業)

カヤ刈りが終わると、落ち葉をかき集めやすいように、林の手入れと林床の整理を行う。まず枯れ枝を落とし、立ち枯れた木を切り倒す。樹木の密なところは、間引きのための間伐を行う。それが終わると「なた鎌」で林床の低木類や、草木類を刈り払うバヤ刈りを行う。

落ち葉の採取(クズ掃き・ヤマ掃き)

熊手で落ち葉をかき集め、大きな竹籠(六本バサミ、八本バサミと呼ぶ)に詰め込む。

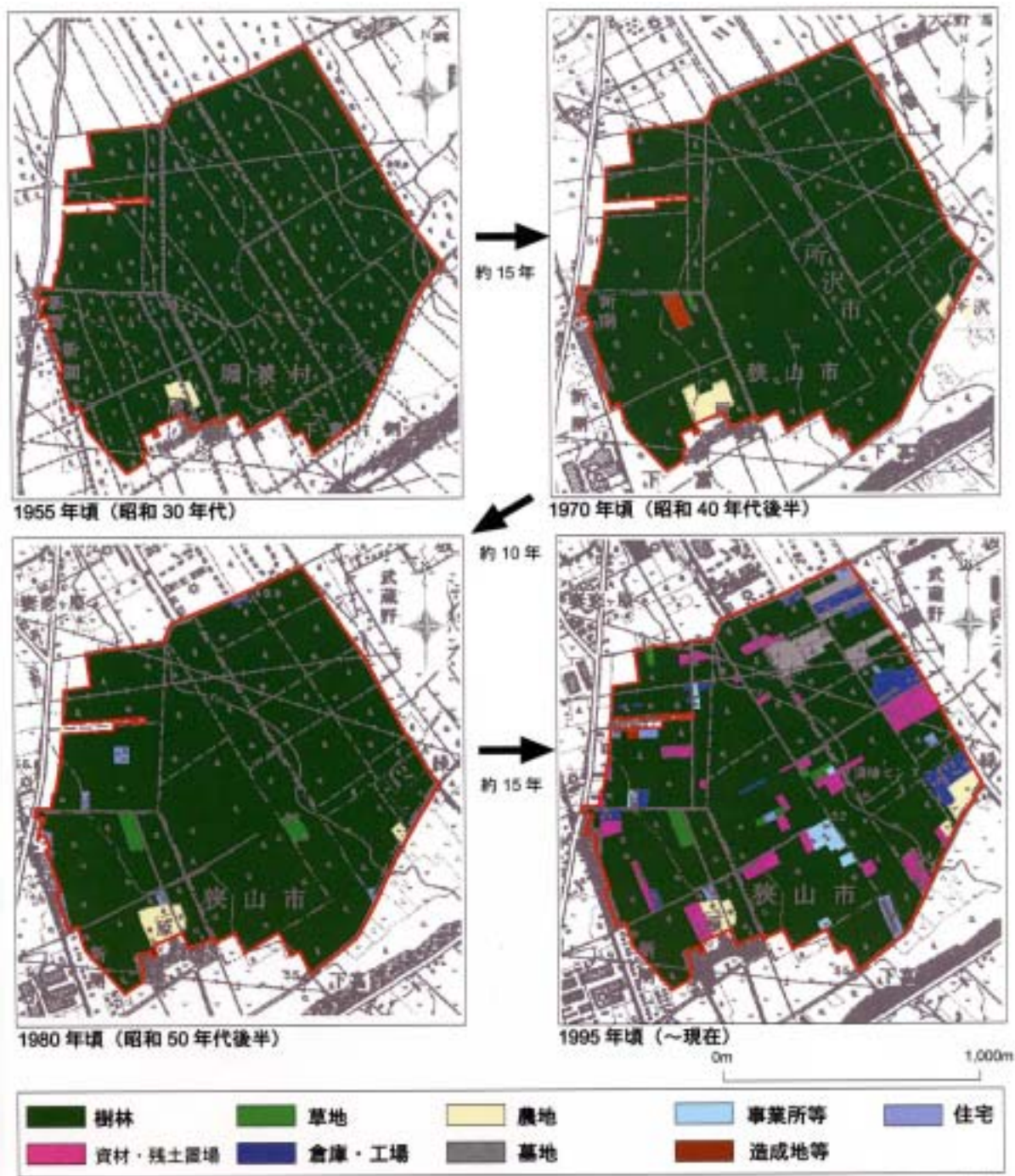
萌芽更新作業

落ち葉の採取が終わると、伐期になった林を伐る。木を伐る時期は、林地の地形や土壌などによって異なるが、15~20年の周期が一般的であった。木を伐る時期は、樹木の休眠期に当たる、11月から翌年の2月下旬頃までである。

(3) くぬぎ山地区の開発

1955年頃のくぬぎ山地区は、南部にわずかな農地がある以外は、ほぼ全域が樹林であった。1970年頃の高度経済成長期には、武蔵野台地で開発により多くの平地林が消失したが、くぬぎ山地区においては、一部がグラウンド造成のために伐採された以外には、ほとんど開発は行われなかった。なお、1970年には新都市計画法施行にともない、くぬぎ山地区一帯は、市街化調整区域に指定されている。

1980年頃にも大きな変化はないが、その後、資材・残土置場や倉庫・工場などが急激に増加し、1995年頃には、これらが虫食い状に分布している。



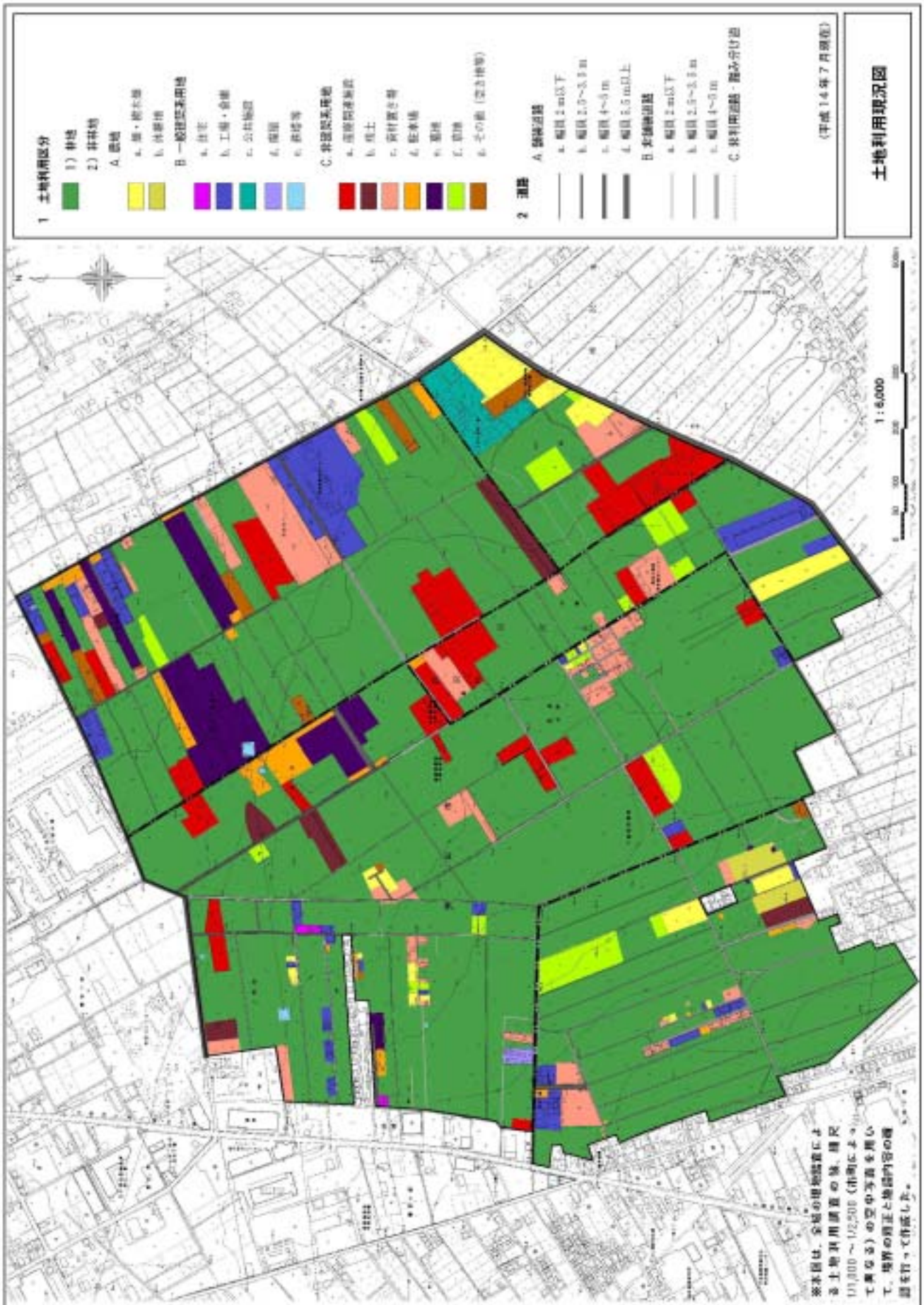
(国土基本図、2.5万分の1地形図、航空写真、現地調査により作成)

図 くぬぎ山地区の土地利用の変遷

第3節 くぬぎ山地区の現状

1.土地利用

土地利用は、平成14年7月現在、林地が地区の約 73.7%を占めている。林地以外で広い面積を占めている土地利用としては、約 5.7%が資材置き場・残土捨て場、約 5.3%が産業廃棄物関連施設、約 3.7%が工場・倉庫、約 3.2%が墓地などになっている。



2.生態系

(1)植生

1)植生の区分

くぬぎ山地区の植生を優占種を基準にした相観によって区分した。その結果、平成14年現在、28のタイプに区分され、そのうち樹林地は17タイプ、草地在6タイプであった。

樹林地のうち、雑木林^{注)}あるいは雑木林を起源とすると考えられる樹林のタイプはアカマツ林・コナラ-アカマツ林・コナラ林・リョウブ林・エゴノキ林・ヤマザクラ-エゴノキ混交林・ヒノキ-アカマツ混交林・ヒノキ-コナラ混交林の8タイプであった。

くぬぎ山地区の典型的な樹林地のタイプは、アカマツ林・コナラ-アカマツ混交林・コナラ林の3タイプと考えられるが、このうちアカマツ林がもっとも広い面積(雑木林全体では56%、典型3タイプでは60%)を占めている。

注)狭義の雑木林は「落葉広葉樹の萌芽二次林」とされる場合が多いが、ここではアカマツ林もコナラ林と多くの共通した構成種を有するので広義の雑木林として扱った。

樹林地

1 アカマツ林

くぬぎ山地区を代表する植生タイプで、高木層にアカマツ1種が生育するが、林分によって高木層の植被率は大きく異なる。多くの林分で「マツ枯れ」が起こっており、高木層が欠落する傾向が見られる。亜高木層にはエゴノキ・リョウブ・ヤマザクラ・アオハダ・コナラなどが見られ、高木層の植被率が低い林分では亜高木層が高い植被率を示す。高木層に健全なアカマツの生育する林分はほとんど見られず、それに伴って種組成にも幅があることから、これらの林分を植物社会学的に分類するのは困難な状態である。



2 コナラ-アカマツ混交林

高木層にコナラとアカマツが優占しているがアカマツは衰退的である。もともとはアカマツの優占する林であったと思われるが、マツ枯れによってできたギャップによって亜高木層や低木層にあったコナラが生長し、混交林となったものと考えられる。今後コナラ林へと移行する途中相と考えられる。



3 コナラ林

高木層にコナラが優占し、場所によってはヤマザクラ、クヌギ、ケヤマハンノキなどが低被度で混生する。高木層の植被率は高い。また亜高木層にエゴノキ、アオハダなどが見られることが多い。くぬぎ山地区では南側にコナラ優占の林分が多い。一部コナラが亜高木層で優占し、高木層を欠く林分が見られるが、これは高木層にあったアカマツが枯死して欠落した結果と考えられる。

クヌギ・コナラ群集は関東ローム層に覆われた洪積台地を中心に分布しており、潜在自然植生はシラカシ群集と考えられている。



4 リョウブ林

高木層を欠き、亜高木層にリョウブが優占するタイプ。アカマツ林の衰退過程に見られる林分と考えられる。リョウブが密生していることが多く、階層構造は発達していない。おそらく広い範囲で同時期にマツ枯れが起こり、日照条件の良い場所ができたため、リョウブが一斉に発芽、生長したものと思われる。

5 エゴノキ林

リョウブ林と同様にアカマツ林の衰退過程に見られる林分。高木層のアカマツが枯死して欠落することにより亜高木層のエゴノキが優占種となった。リョウブ林に比べ密度は低いため、亜高木層の植被率は低い。

6 ヤマザクラ・エゴノキ林

エゴノキ林と同様の過程によって形成された林分でヤマザクラが混生する。ヤマザクラは亜高木層～高木層に見られ、コナラ林の高木層にもしばしば混生する。

7 ヒノキ・アカマツ混交林

高木層にヒノキとアカマツが混生する。管理が粗放なヒノキ、サワラ、スギの植栽地にアカマツが侵入して形成されたものと思われる。

8 ヒノキ・コナラ混交林

高木層にヒノキとコナラが混生する。管理が粗放なヒノキ、サワラ、スギの植栽地にコナラやヤマザクラなどの二次林構成種が侵入して形成されたものと思われる。

9 ケヤキ・シラカシ林

民家周辺の屋敷林。ケヤキ、シラカシともに大木となっている。いずれも冬季の北西季節風を防ぐために植栽されたものと考えられる。

10 ムクノキ・ケヤキ林

民家周辺の屋敷林。林分が異なることからケヤキ・シラカシ林と区分したが、基本的には同じものと考えられる。所沢市(1987)ではケヤキ・シラカシ屋敷林としている。

11 ケヤマハンノキ林

起源は不明。ケヤマハンノキはコナラ林の構成種であるため、リョウブ林やエゴノキ林と同様にアカマツ林の亜高木層だったとも考えられる。

12 モウソウチク林

民家周辺に見られる。植栽起源と考えられ、隣接するコナラ林に侵入している場所も見られる。

13 マダケ林

植栽起源と考えられる。もとクリ園だった場所に侵入し、混交林となっている林分もマダケ林として識別した。

14 ヒノキ植林

高木～亜高木の林が見られる。ヒノキ以外にサワラ・スギが混在する。「くぬぎ山地区」南側に比較的まとまった植栽が見られる他は、林分の境界付近に並木状に植栽されている場合が多い。

15 アカマツ植栽

畑地付近で植栽された低木が見られた。

16 シラカシ植栽

工場の敷地内で並木状に植栽されているのが見られた。

17 コナラ植栽

伐採地に低木植栽されたものと裸地に苗圃のように植栽されたものが見られた。

草地

18 ススキ群落

ススキ草地はかつて農家の茅葺き屋根の材料として、あるいは牛馬の飼料として利用されてきた歴史があり、里地・里山の景観を構成する重要な要素と考えられる。ススキは遷移初期の荒れ地などに生育する多年生草本で通常遷移が進行し樹林化する過程で消失していく。里地・里山では定期的に刈り取られることで群落が維持されてきた。またヤマハギ、オミナエシ、キキョウなど秋の七草の多くはススキ群落で見られる植物であり、ススキ群落の減少とともに希少種になってしまったものも少なくない。定期的に管理の行われている送電線の下などで見られた。

19 オギ群落

オギはススキによく似ているがススキのように株立ちにはならない。また、ススキが疎らな草原を形成するのに対してオギは密生した草原となる。主に河川敷などの土壌の堆積がある場所に生育する。

20 チガヤ群落

チガヤは主に乾燥した貧栄養な立地に生育する。造成直後の裸地に生育しているのが見られた。このまま放置されればススキ群落へと遷移していくものと思われる。

21 コセンダングサ群落

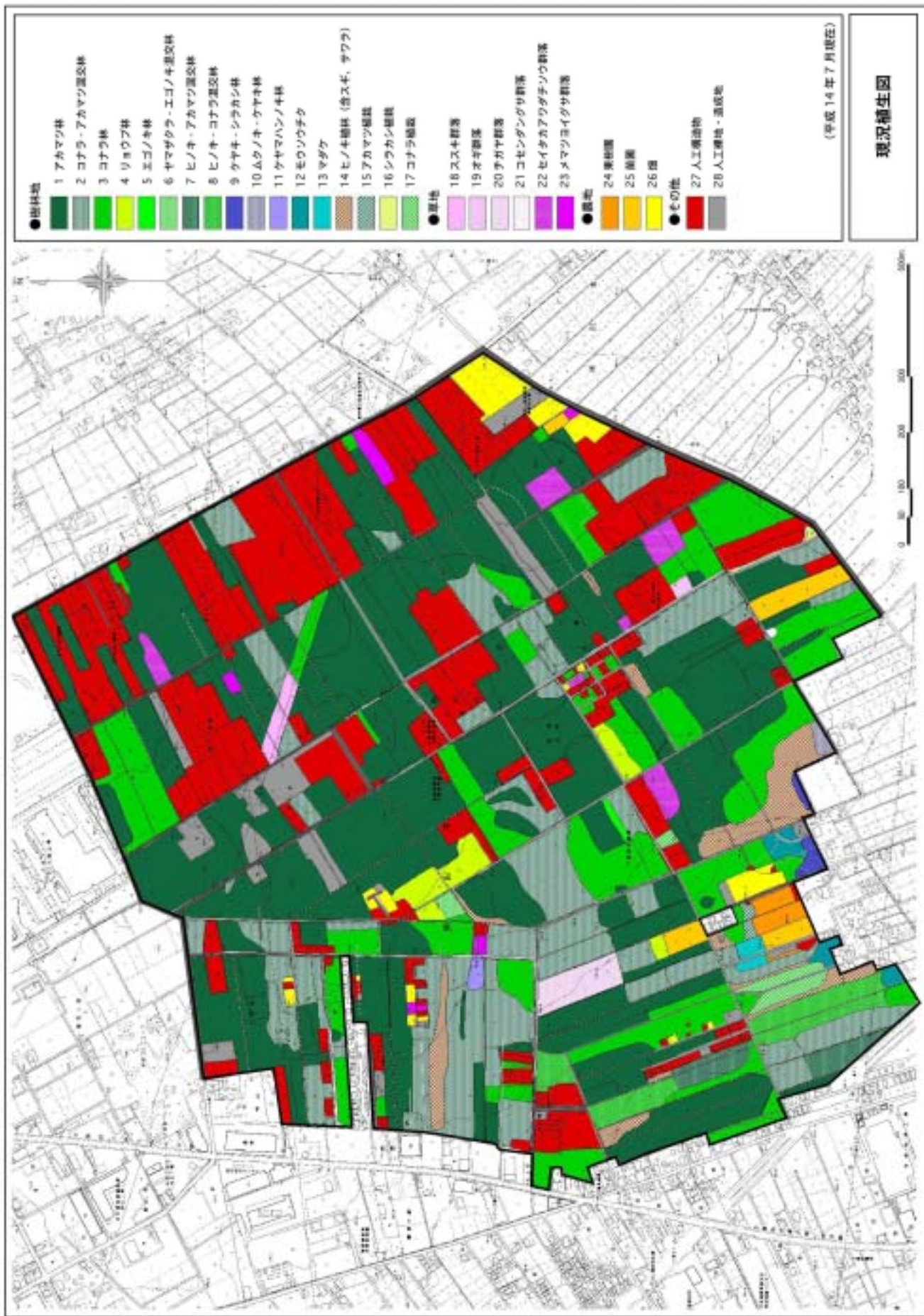
コセンダングサは熱帯アメリカ原産の帰化植物。砂礫河原など主に乾燥した場所に群落を形成する。このまま放置されればセイタカアワダチソウ群落を経てススキ群落へと遷移することが予想される。

22 セイタカアワダチソウ群落

セイタカアワダチソウは北アメリカ原産の帰化植物。耕作放棄地や造成地が数年間放置されるとこの植物の群落が形成されることが多い。他の植物の発芽を抑制する物質をだすためセイタカアワダチソウ1種が優占する群落となる。しかし5年程度で在来種に置き変わることが多い。おそらくススキ群落へと遷移することが予想される。

23 メマツヨイグサ群落

メマツヨイグサは北アメリカ原産の帰化植物。コセンダングサと同様に河川敷の乾燥した場所などで群落を形成することが多い。このまま放置されればセイタカアワダチソウ群落を経てススキ群落へと遷移するものと予想される。



(2) 動植物

植物

平成 14 年 6 月～平成 17 年 1 月の現地調査で、113 科 505 種が確認された。

希少種はレンゲツツジ、クチナシグサ、オミナエシ、コオニユリ、キンラン、シュンラン、コ克蘭、サイハイランの 8 種が確認された。また、くぬぎ山地区の環境を代表する種としてヒメヤブラン、オオバトソウ、クモキリソウを上げることができる。

レンゲツツジは主に山地から亜高山帯の草原に生育する植物で、平地での生育は稀である。草原性の種であることから雑木林の遷移の進行などによって減少傾向にある。確認されたのは高木層、亜高木層が疎らで日当たりが良くなったアカマツ林で、確認地点、個体数とも少なかった。

クチナシグサは下刈りと落ち葉掃きが行われている林の多くに群落が確認された。しかし、樹冠が塞がれ、下草が生育している林ではほとんど確認されなかった。

オミナエシは日が差し込む明るい雑木林の林縁に生育する。夏場に下刈りすると花は付けられず衰退していく可能性が高いが、下刈りの時期を冬季に限定することにより、残る可能性がある。

コオニユリは丘陵から山地の草原に生育するが、くぬぎ山地区内では日当たりの良い疎林部でごく少数が確認された。樹林の管理状態が生育に適していたと思われ、確認地点では開花が認められた。

キンランは園芸目的により盗掘される可能性が高い。くぬぎ山地区では下刈りが行われている林で確認されている。

シュンランは林床に生える常緑の多年草でくぬぎ山地区の全域で確認された。主にコナラ林の林床に生育していたが個体数は少なかった。以前は最も普通に見られたが、園芸目的による採取により減少傾向にある。

コ克蘭は埼玉県レッドデータブックには野生絶滅と記載されている。スギ、サワラやシデ類の混交林で薄暗く湿度の高いところに点在していた。確認された付近に 13 株あり、春に一部が枯れ心配されたが、その後 27 株に増えた。いずれも小型の株である。

サイハイランは数は多くないものの、全域で確認された。

ヒメヤブランとオオバトソウは林床管理の行われているやや薄暗い雑木林に特徴的な種で、特に管理程度の強いところで優占的である。

クモキリソウは林内に生育するラン科植物で、現在平地の雑木林においてはきわめて稀な種となっている。くぬぎ山地区でも数地点でしか確認されなかった。

哺乳類

平成 14 年 6 月～平成 17 年 1 月の現地調査で、5 目 6 科 9 種が確認された。

アズマモグラは比較的広く生息が確認された。ホンドタヌキやキュウシュウノウサギは近年生息数が減少傾向にあり、県平野部では地域によって絶滅に瀕するようになっている。

鳥類

平成 14 年 6 月～平成 17 年 1 月の現地調査で、8 目 24 科 69 種が確認された。

希少種としてはオオタカ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、エナガ、ミヤマホオジロ、ベニマシコの 7 種が確認された。

これらのうちオオタカ、ツミ、エナガの森林性 3 種はくぬぎ山地区内で繁殖している。

オオタカはくぬぎ山地区を代表する猛禽類で、1 ペアが繁殖していることが古くから知られているが、繁殖のためには一般に成熟した広い樹林地を必要とする。

ツミは日本産ワシタカ類の最小種で比較的小規模な樹林地でも繁殖するが、人為的影響を受けやすいため繁殖地の変化が著しい。

現在エナガの繁殖地は丘陵地から低山地であることから、平地林の繁殖地は貴重である。

ハイタカ、ノスリ、ミヤマホオジロ、ベニマシコについても県内平野部では広域で多様な環境を有する樹林地以外では越冬が認められておらず、くぬぎ山地区は冬期に山地や北方から飛来する越冬鳥にとっても重要な場所になっていることが推察される。

爬虫類

平成 14 年 6 月～平成 17 年 1 月の現地調査で 1 目 3 科 5 種(トカゲ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ)が確認された。

このうちカナヘビは個体数が多く、各調査地とも普通に見られた。トカゲは近年減少が著しく、低地部では希少種になっている。ヘビ類は主にカエルやネズミなどの小動物を餌としているため、カエル類の少ないくぬぎ山地区ではもともと個体数が少ないものと思われる。

両生類

平成 14 年 6 月～平成 17 年 1 月の現地調査で、1 目 2 科 2 種(アマガエル、アズマヒキガエル)が確認された。

くぬぎ山地区にはカエル類の発生源となる水域や湿地がほとんどないことから上記 2 種以外の生息は難しい。

昆虫類

平成 14 年 6 月～平成 17 年 1 月の現地調査で、15 目 167 種 723 種が確認された。

希少種としてはコツバメ、オオミドリシジミ、ウラナミアカシジミ、ジャノメチョウ、ホソバセセリ、ミヤマセセリ、ギンイチモンジセセリ、ヤママユ、ヤマトシリアゲ、ハルゼミ、ウシカメムシ、オオオカメコオロギ、カヤコオロギ、スズムシ、エゾツユムシ、クツワムシ、クルマバッタ、ヤマトフキバッタ、の 18 種が確認された。また注目すべき種としてはオオウラギンスジヒョウモン、ヤスマツトビナナフシ、コカスリウスバカゲロウが上げられる。

コツバメは平地部では全般的に個体数が少ないと言われており、くぬぎ山地区での確認

も少なかった。ツツジを食草とするが、二次林への管理放棄が進んでいる所では本種は繁殖できなくなると考えられる。

オオミドリシジミは、幼虫がコナラやクヌギを食べる雑木林との結びつきが強いチョウであるが、くぬぎ山地区はコナラが豊富にあるのに本種はきわめて少ない。

ウラナミアカシジミはくぬぎ山地区で広範囲に確認されたが、一部を除き全般的に個体数は少なかった。本種もクヌギやコナラを食草としている。

ジャノメチョウはススキ草原などの明るい草原を代表する種で、特に県内平野部では生息地の消失が著しい。くぬぎ山地区で確認されたのは、伐採により高木層が消失し草地になっている場所や疎林であった。

ホソバセセリはくぬぎ山地区での確認例はごく少数である。食草はススキで、山脇学園のススキ草地で発生した可能性がある。

ミヤマセセリはコナラの多いくぬぎ山地区では全域的に少なからず認められ、くぬぎ山地区の雑木林を代表するチョウといえる。

ギンイチモンジセセリは草原性のチョウで、くぬぎ山地区の確認例はごく少数である。ススキやチガヤを食草としており、くぬぎ山地区ではススキから発生したと推定される。

ヤママコは繭だけが確認された。食草はクヌギ、シイ類、クリ、サクラ類である。

ヤマトシリアゲは生息環境として適しているため、くぬぎ山地区の全域で確認された。

ハルゼミは個体数は多くないもののくぬぎ山地区の広範囲で独特の鳴き声が聞かれた本種はマツに寄生するので、松枯れはその生存にとって致命的となる。

ウシカメムシは暖地性のカメムシ類で、太平洋側では茨城県を分布の北限とし、埼玉県内の記録は少ない。くぬぎ山地区ではごく少数の確認記録が得られた。

オオオカメコオロギはくぬぎ山地区の全域で確認された。県内の本種の生息地は新座市平林寺と武蔵丘陵森林公園内が知られているが、くぬぎ山地区は県内最大の生息地である可能性がある。

カヤコオロギは埼玉県内ではきわめて生息地が限られる草地性のコオロギ類で、くぬぎ山地区ではススキ草地等で少数が確認された。ススキ、チガヤ、ノガリヤスなどイネ科草本による明るい草地の保全が求められる。

スズムシはくぬぎ山地区の北側にある下草が適度に茂り、覆いがある林床で少数の鳴き声が確認された。

エゾツユムシはくぬぎ山地区の林内各所で鳴き声が確認された。いずれも管理された林床で、本種は下刈りされたところに生息圏をもっていると推定された。

クツワムシは雑木林の林縁やクズなどが生い茂った草地に生息する大型のキリギリス類で埼玉県内の生息地は減少著しい。くぬぎ山地区では林内各所で鳴き声が聞かれたが個体数は多くない。

クルマバッタはくぬぎ山地区では山脇学園の草地で生息が確認された。

ヤマトフキバッタは県内では丘陵地から山地にかけての樹林地林縁に生息するが、くぬ

ぎ山地区では数か所の林内で生息が確認された。翅が退化しており移動能力に乏しいため、環境の改変により個体群の分断を起こしやすい種と考えられる。

オオウラギンスジヒョウモンはスミレ類を食草とする草原性のチョウで、山地帯では普通に生息するが平地から丘陵地帯では減少著しい。くぬぎ山地区では秋季に少数が確認された。

ヤスマツピナナフシは県内では武蔵丘陵森林公園など数か所で確認されているのみで、知見が少なく、分布状況の詳細は不明である。

コカスリウスバカゲロウも県内での知見が乏しく、分布状況の詳細は不明である。

動植物の記録は、埼玉県(2003)に石澤(2004)(財)埼玉県生態系保護協会(2004)の調査資料を加えて作成。

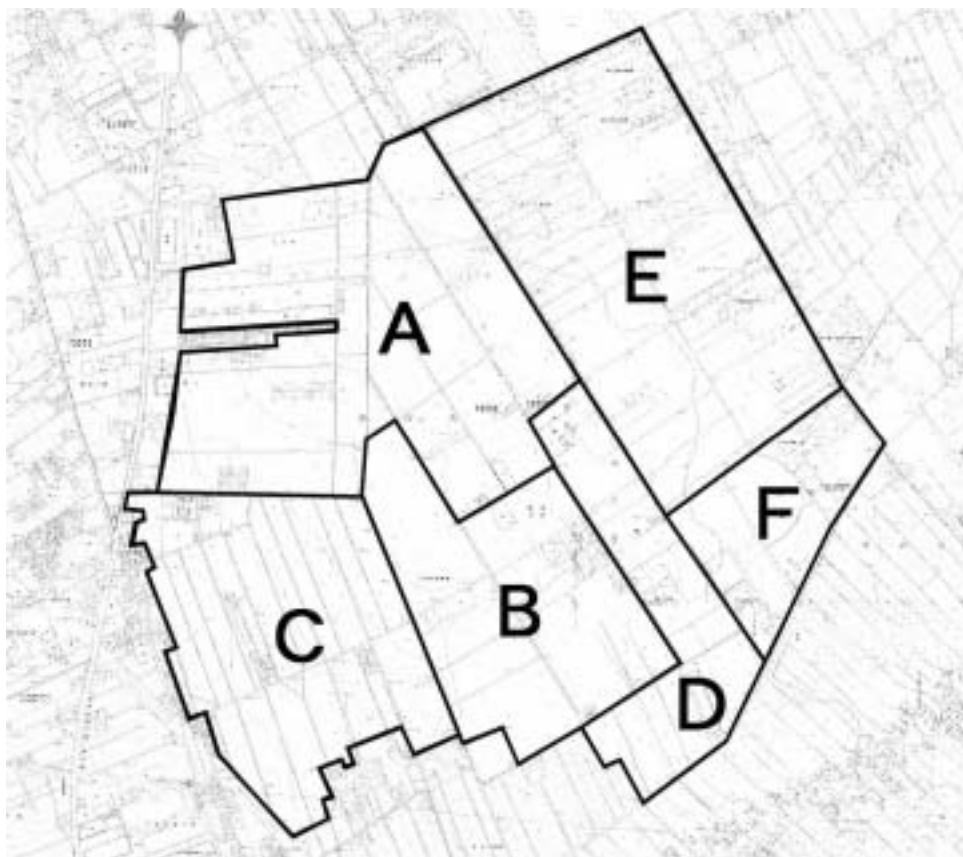


図 動植物調査区域

3.法規制の状況

くぬぎ山地区面積の約 20%の樹林地が、ふるさと埼玉の緑を守る条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」に指定されている。また、対象地の大部分の樹林が、森林法に基づく地域森林計画対象民有林に指定されている。

所沢市駒ヶ原ふるさとの緑の景観地(11.36ha)及び狭山市櫛山ふるさとの緑の景観地(19.32ha)

一方、くぬぎ山地区から5km 圏内には、15 か所の「ふるさとの緑の景観地」のほか、県自然環境保全地域、保安林、ふるさとの森などの指定地があり、県内でも緑地指定の進んでいる地域となっている。また、樹林を主体とする都市公園の整備、構想が進んでいる。

表 くぬぎ山地区周辺の緑地指定など一覧

施策名	面積 (ha)	施策名	面積 (ha)
ふるさとの緑の景観地		県自然環境保全地域	
川越市 中福ふるさとの緑の景観地	17.00	三芳町 多福寺県自然環境保全地域	20.10
川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地	19.04		
川越市 上松原ふるさとの緑の景観地	10.50	保安林	
所沢市 北中ふるさとの緑の景観地	10.92	狭山市	約7.00
所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	11.36		
狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	78.77	ふるさとの森	
狭山市 櫛山ふるさとの緑の景観地	19.32	狭山市 堀兼神社社叢ふるさとの森	0.86
狭山市 水野ふるさとの緑の景観地	11.84	狭山市 人間野神社ふるさとの森	0.16
狭山市 南人間野ふるさとの緑の景観地	7.05	狭山市 野々宮神社ふるさとの森	0.21
狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地	10.64	狭山市 天岑寺社叢ふるさとの森	1.20
三芳町 上富ふるさとの緑の景観地	19.74	狭山市 氷川神社社叢ふるさとの森	0.39
三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地	10.62		
大井町 八丁ふるさとの緑の景観地	12.94	都市公園	
大井町 武蔵野ふるさとの緑の景観地	6.51	川越市 川越市森林公園(構想中)	約45.00
大井町 亀久保三角ふるさとの緑の景観地	4.43	所沢市 所沢カルチャーパーク(総合公園)	25.70

は「くぬぎ山地区」内の樹林を対象としたもの



図 くぬぎ山地区の緑地指定状況



図 くぬぎ山地区周辺の緑地指定状況

第4節 くぬぎ山地区の課題

平地林の荒廃

くぬぎ山地区の平地林は、長い間、農家の日常生活のための薪や建築材の供給源として、定期的な伐採更新が繰り返されるとともに、堆肥の原料を得るためのくず掃き(落ち葉掃き)や、そのための下刈りなどが行われてきた。

しかし、化石燃料や化学肥料の普及により、農家の日常生活での平地林の役割の多くが失われたことや、非農家や近隣に居住していない土地所有者の増加によって、平地林の荒廃が進んでいる。

平地林の利用低下に伴う荒廃は、廃棄物の不法投棄等をもたらす一因にもなっており、土地所有者や市民団体、行政による撤去が繰り返し行われているものの、不法投棄は後を絶たないのが現状である。また、アカマツの枯損も進行しており、倒木が目立つ場所も多くなっている。

平地林の改変

農家の日常生活での平地林の役割の多くが失われたことは、平地林の荒廃を招くと同時に相続等を契機とした土地の売却につながり、その結果として平地林の改変が進行した。平成14年現在、くぬぎ山地区の樹林地は約70%へと減少し、残りの約30%は住宅、資材置場、廃棄物処理施設、工場倉庫、墓地などの非樹林地が占めている。近年においても廃棄物処理施設の拡張や残土投棄などによる平地林の改変が依然として進行している。こうした平地林の改変の抑制や既に改変された土地の復元が重要な課題となっている。

生物多様性の保全

萌芽更新のための伐採や下刈り、落ち葉掃きなど、平地林に対する人のかかわりは、平地林特有の生態系の成立に寄与し、生物の多様性が維持されてきた。しかし、平地林の改変の進行は、動植物の生息環境を脅かし、生物の多様性の低下につながるものが懸念されており、生物の多様性の保全が課題となっている。

ニーズの多様化

平地林の改変が進んだ理由の一つとして、周辺地域の都市化の進行に伴って生じた、資材置場等の都市的な土地需要の高まりが挙げられる。その一方で、くぬぎ山地区は、環境問題に対する県民意識の高揚により、都市近郊の環境保全活動の対象地としても注目され、自然環境学習や余暇活動の場としてのニーズが増加しつつある。このようにくぬぎ山地区に対する多様化したニーズにどのように対応するかが課題となっている。

第2章 くぬぎ山地区の自然再生の目標

第1節 自然再生の目標

課題にあるように、くぬぎ山地区においては、平地林の荒廃や改変が進み、長い年月をかけて蓄積してきた自然と調和した伝統、文化、産業、生活様式などが失われつつある。環境の世紀と呼ばれる現在、循環と共生の二次林文化を改めて見直し、身近な自然を大切にしていくことが重要である。

本構想ではくぬぎ山地区を、高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりによって育まれてきた多様な環境を有する自然に再生し、持続可能な社会にふさわしい魅力的な場所にすることを目指し、次の目標を定める。

目標1 平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する

目標2 平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ

**目標3 改変施設の移転誘導を計画的に進め、
改変地を復元し、良好な平地林を再生する**

目標4 利活用を図り、平地林の新たな価値を創造する

第2節 目標達成のための取り組み

1.「平地林の荒廃を抑制する」ために

(1) 農とのつながりの再生

平地林の成立と維持は、落ち葉を用いた循環型農業と密接に関連している。そこで、下刈りや落ち葉掃きなどの障害となる倒木の撤去や、長期間管理を行っていなかった林の除間伐などにより循環型農業を支援し、くぬぎ山地区及び周辺地区における循環型農業の再生と振興を図る。

(2) 平地林管理の新たなしくみの構築

くぬぎ山地区は全体で約 152 ヘクタールと広大であり、全域で一律に、かつての農用林、薪炭林として再生を目指すのは労力、発生材の処理・活用などの面から課題が多い。一方、くぬぎ山地区は、都市近郊に位置し、平地林管理のための多くの市民参加が望める立地条件と、二次林特有の豊かな動植物相が残る自然的条件を備えている。そこで、農用林的な利用や、平地林の持つ環境機能の再生を目標として、ボランティア登録制度の導入や活動のコーディネートを行うしくみを構築し、多くの県民やNPOなどに管理活動への参加を求めていく。

(3) ゴミなどの不法投棄への対処

ゴミなどの不法投棄が発見されたときは迅速かつ適正に対処する。また、不法投棄対策を地元住民やNPOなどの協力を得て実施する。

(4) 平地林管理計画の策定

くぬぎ山地区の平地林は、下刈りや落ち葉掃きなどの林床管理や、萌芽更新などによって維持されてきた。管理はこれらの伝統的な平地林管理を基本とするが、実施可能な管理作業量が未知数であること、生物多様性の保全には多様な環境の創出が望まれること、アカマツの衰退が進んでいることなどの課題があり、土地所有者の意向や科学的知見、管理作業量などを勘案して、現実的な植生管理計画を策定する。

2.「平地林の改変を抑制する」ために

(1) 緑地保全制度の導入

平地林の改変を抑制し、持続性を確保するために緑地保全制度を導入する。

(2) 土地所有者が平地林を維持していけるしくみの構築

平地林所有者への税の優遇措置や平地林管理への支援など、土地所有者が平地林を維持していくことのできるしくみを構築する。

(3) トラスト等による平地林の保全

市民等が資金を出し合って土地を取得、管理するトラストによる平地林の保全を推進する。

3.「改変地を復元する」ために

(1) 非樹林地における植生復元

非樹林地に立地する改変地の施設等を移転誘導し、平地林を再生するために、都市公園制度を導入する。

(2) 施設移転跡地における自然再生

移転施設跡地を植生復元及び利活用を積極的に図る地区として、周辺環境と一体となった自然再生に努める。

4.「利活用を図る」ために

(1) 環境学習の場としての活用方式の検討

くぬぎ山地区は、平地林の自然や農業と平地林との関わり等について体験的に学ぶことができる場であることから、教育機関との連携を通じて環境学習の場としての活用方式を検討する。

(2) レクリエーション利用の方策に関する検討

くぬぎ山の自然に負荷を与えない範囲での、レクリエーション利用の方策について検討する。

(3) 森林資源の有効活用

萌芽更新などの管理によって大量の森林資源が発生する。平地林を継続的に管理していくためには、これらの有効利用を図っていくことが必要とされる。くぬぎ山地区を中心とした、森林資源の活用システムの構築を図る。

5.各目標共通の取り組み

(1)事前の生物調査とモニタリングの実施

自然の再生は、動植物を相手にしているため、結果が予測できない部分が残される。そのため、事業の実施にあたっては、事前に生物調査を実施する。また、定期的に動植物の状況を把握して、目標との誤差を修正しながら、維持管理を実施していく。

(2)動植物の保護

くぬぎ山地区に生息生育する動植物を保護するために、定期的な調査を実施する。また、必要に応じてこれらの種に適した環境を維持するための管理や、植物の盗掘防止対策などを実施する。

(3)情報発信

くぬぎ山地区に多くの人に興味・関心を持ってもらい、参加を促進するために、県民などへの情報発信の充実を図る。

(4)資金の確保

各事業実施者は、当該事業を円滑に進めるために必要な資金の確保に努める。

第3章 くぬぎ山地区自然再生協議会の

組織および役割分担

第1節 くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱

くぬぎ山地区自然再生協議会 設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、くぬぎ山地区自然再生協議会(以下「協議会」という)と称する。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、埼玉県川越市、所沢市、狭山市、三芳町の市町境に位置する、くぬぎ山地区とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 くぬぎ山地区の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) 自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整
- (5) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員によって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、NPO、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- (3) 自然環境等に関し専門的知識を有する者
- (4) 関係行政機関及び関係地方公共団体

(新規加入)

第6条 新たに委員となろうとする者は、第14条に規定する運営事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

(退会及び除名)

第8条 退会しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の会議の合意により委員を除名することができる。

第4章 役員等

(役員等)

第9条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により選任する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監事 2人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

5 役員の任期は1年とし、監事を除き再任を妨げない。

第5章 会議

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員は小委員会に所属することができる。

3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。

4 小委員会は委員長の招集により開催される。

5 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたることとし、必要に応じて副委員長が職務を代理する。

6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

7 小委員会は、協議会から付託される事項について協議し、協議概要を協議会の会議に報告する。

(議事録)

第12条 協議会の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した委員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(公開)

第13条 協議会の会議は、希少種の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知することに努

めるものとする。

- 3 協議会の会議の資料及び議事要旨は、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体等が務める。

3 運営事務局を代表する代表運営事務局を設け、運営事務局の互選によりこれを定める。

4 代表運営事務局の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会の会議の議事に関する事項

(2) 協議会の会議の議事録の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金)

第16条 協議会はくぬぎ山地区の自然再生の推進のために、寄付金を受け入れることができる。

(運営細則)

第17条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

第18条 この要綱は、協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。

附則

1 この要綱は、平成16年11月6日から施行する。

2 設立当初の役員等の任期は、第9条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 設立当初の代表運営事務局の任期は、第14条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

第2節 協議会委員名簿

くぬぎ山地区自然再生協議会 委員名簿 (50音順) (平成17年3月31日現在)

学識経験者	専門分野	役職	氏名
	環境化学、計測化学、 廃棄物処理、自然再生	成蹊大学名誉教授	飯田 芳男
	農業及び農業による 地域づくり、農業地理学	獨協大学教授	犬井 正
	緑地保全、都市計画、 造園学、生態学	東京農工大学教授	亀山 章
団体	団体名		氏名
	1	いるま野農業協同組合	小高儀三郎
	2	FPTプラン	古屋賢一
	3	おおたかの森トラスト	足立圭子
	4	(株)金子製作所	金子千春
	5	川越緑のサポーター	金子 晃
	6	きれいな空気をとりもどす会	小谷栄子
	7	礫山を考える会	横山 寿
	8	くぬぎ山を考える地権者の会	平岡久司
	9	くぬぎ山を創る会	高田昌彦
	10	グリーンエコタウン	平林美枝子
	11	グリーンクラブ21	山崎英樹
	12	こどもと森の会	大西和江
	13	(財)埼玉県生態系保護協会	須永伊知郎
	14	彩の国緑の推進連絡会	田村博一
	15	狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議	勅使河原彰
	16	(仮称)狭山 緑再生の会	永倉邦男
	17	三富江戸農法の会	横山 進
	18	自然を守る狭山リサイクルの会	吉村七郎
	19	所沢・生命と緑を守る会	城野律子
	20	(社)所沢青年会議所	大石健一
	21	鳩峯の森を守る会	岡田弘美
	22	武蔵野に学ぶ会	関谷 豊
	23	(財)武蔵野の未来を創る会	関口一郎
個人	氏名		氏名
	1	井草長雄	15 賀登 環
	2	池田貴昭	16 小林真弓
	3	石澤直也	17 斉藤光子
	4	石田武治	18 佐藤 昇
	5	板屋義彦	19 佐藤孝夫
	6	井上孝夫	20 澤 賀津子
	7	牛窪伸幸	21 清水香織
	8	大河原豊	22 鈴木玄甫
	9	大木忠洋	23 鈴木瑞枝
	10	大谷直美	24 砂川育雄
	11	大貫義一	25 関谷和博
	12	荻野美和	26 田中里司
	13	尾関雄一郎	27 田畑 勇
	14	片桐一郎	28 田村鶴雄
	29	露口欣爾	30 長岡素彦
	31	中島秀行	32 深田良洋
	33	福山康夫	34 別府清毅
	35	安井若子	36 安江昌子
	37	山崎和正	38 山田みゆき
	39	横山三枝子	40 渡部吉己
関係行政機関	職名		氏名
	環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所公園保護科長		荒畑正広
	農林水産省関東農政局整備部農村整備課長		染谷隆一
	国土交通省関東地方整備局建政部公園調整官		栗原正夫
地方公共団体	職名		氏名
	川越市環境部理事兼環境政策課長		久都間益美
	所沢市道路公園部みどり公園課長		関谷佳和
	狭山市建設部みどり公園課長		須田幸男
	三芳町企画財政課長		吉野茂夫
	埼玉県環境防災部みどり自然課長		梅原照明

第3節 役割分担

くぬぎ山地区における自然再生を進めるため、前章の「目標達成のための取り組み」を軸とした、各主体の取り組みと連携が不可欠である。

平成17年3月末現在、提出されている取り組みは、次表のとおりである。

現在設定されている取り組み一覧表(1/3)

種 別	学識委員			団 体																			
	犬井 正	飯田 芳男	亀山 章	いるま野農業協同組合	FPTプラン	おおたかの森トラスト	㈱金子製作所	川越緑のサポーター	きれいな空気を取り戻す会	横山を考える会	くぬぎ山を考える会	くぬぎ山を創る会	グリーンエコタウン	グリーンクラブ21	こどもと森の会	(財)埼玉県生態系保護協会	彩の国緑の推進連絡会	狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議	(仮称)狭山 緑再生の会	三富江戸農法の会	自然を守る狭山リサイクルの会	所沢・生命と緑を守る会	
委員名																							
(団体の場合) 氏名				小高儀三郎	古屋賢一	足立圭子	金子千春	金子晃	小谷栄子	横山 寿	平岡久司	高田昌彦	平林美枝子	山崎英樹	大西和江	須永伊知郎	田村博一	勅使河原彰	永倉邦男	横山 進	吉村七郎	城野律子	
1「平地林の荒廃を抑制する」ために																							
(1) 農とのつながりの再生																							
(2) 平地林管理の新たなしくみの構築																							
(3) ゴミなどの不法投棄への対処																							
(4) 平地林管理計画の策定																							
2「平地林の改変を抑制する」ために																							
(1) 緑地保全制度の導入																							
(2) 土地所有者が平地林を維持していきけるしくみの構築																							
(3) トラスト等による平地林の保全																							
3「改変地を復元する」ために																							
(1) 非樹林地における植生復元																							
(2) 施設移転跡地における自然再生																							
4「利活用を図る」ために																							
(1) 環境学習の場としての活用方式の検討																							
(2) レクリエーション利用の方策に関する検討																							
(3) 森林資源の有効活用																							
5 各目標共通の取り組み																							
(1) 事前の生物調査とモニタリングの実施																							
(2) 動植物の保護																							
(3) 情報発信																							
(4) 資金の確保																							
6 全体的事項																							
専門的な助言																							
総合的な支援																							
その他の取り組み(平地林管理活動への協力・参加ほか)																							

現在設定されている取り組み一覧表(2 / 3)

種 別	団 体		個 人																				
委員名	(社) 所沢青年会議所	鳩峰の森を守る会 武蔵野に学ぶ会	(財) 武蔵野の未来を創る会	井草長雄	池田貴昭	石澤直也	石田武治	板屋義彦	井上孝夫	牛窪伸幸	大河原豊	大木忠洋	大谷直美	大貫義一	荻野美和	尾関雄一郎	片桐一郎	賀登環	小林真弓	斉藤光子	佐藤昇	佐藤孝夫	
(団体の場合) 氏名	大石健一	岡田弘美	関谷豊	関口一郎	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 「平地林の荒廃を抑制する」ために																							
(1) 農とのつながりの再生																							
(2) 平地林管理の新たなしくみの構築																							
(3) ゴミなどの不法投棄への対処																							
(4) 平地林管理計画の策定																							
2 「平地林の改変を抑制する」ために																							
(1) 緑地保全制度の導入																							
(2) 土地所有者が平地林を維持していきけるしくみの構築																							
(3) トラスト等による平地林の保全																							
3 「改変地を復元する」ために																							
(1) 改変地における植生復元																							
(2) 施設移転跡地における自然再生																							
4 「利活用を図る」ために																							
(1) 環境学習の場としての活用方式の検討																							
(2) レクリエーション利用の方策に関する検討																							
(3) 森林資源の有効活用																							
5 各目標共通の取り組み																							
(1) 事前の生物調査とモニタリングの実施																							
(2) 動植物の保護																							
(3) 情報発信																							
(4) 資金の確保																							
6 全体的事項																							
専門的な助言																							
総合的な支援																							
その他の取り組み(平地林管理活動への協力・参加ほか)																							

くぬぎ山地区自然再生全体構想

平成 17 年 3 月

くぬぎ山地区自然再生協議会